

# Q & A

## 委員会の審議内容

常任委員会、予算特別委員会に付託された案件の審議内容の一部をQ&Aにて掲載します。

### 総務常任委員会

#### ◆議案第120号

飛騨市ライフライン保全対策事業受益者分担金徴収条例について

(制定の主旨)

大雪による倒木によって停電や道路の寸断、集落の孤立などの被害が発生することを未然に防止するため、一般電気事業者より分担金を徴収するための条例制定。

3年計画で総額780万円。

Q 電気事業者が分担するエリアは。簡易水道施設への引き込みはどうなるのか。

A 電力事業者の要望箇所を優先する。水道施設への引き込みについても、電気事業者と調整し計画に盛り込んでいる。

Q 今年度の事業箇所は絞り込んでいるのか。

A 中部電力の優先順位の中で2番目の路線である市道小谷線を計画している。

#### ◆議案第142号

指定管理者の指定  
(飛騨市黒内屋内運動場)

#### ◆議案第143号

指定管理者の指定  
(飛騨市友雪館)  
(指定管理者)  
株式会社飛騨ゆい

Q 既存の3社の株主の対応はどうするのか。

A 既存3社は28年3月1日付けで株式会社飛騨ゆいに事業を譲渡。それ以降、株主総会で解散決議がなされ、具体的な清算手続きを経て最終的に残ったお金を等分に配分。

Q 個人への株式の売却は行わないとの説明だが、一般的に会社を起すときは、取締役は株を持つがどうなのか。

A 第3セクターの会社設立にあたり、いろいろ考え方があり、必ずしも代表者の方が株を取得するものではないと理解している。

Q 市の株式は、何年をめどにどれだけ減らしていくのか。

A 2億円のうち6000万円を目標に定めており、何割かは購入していただけたらと思っている。

### 産業常任委員会

#### ◆議案第131号

飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について

(改正の主旨)

法改正により中小規模のNPO法人への融資が中小企業信用保険法の付保対象に追加され、同時に小口零細企業保障制度の改正によりNPO法人は対象から除外されたための改正。

Q 旧町村別のNPO法人の数は。

A 古川町5、神岡町3、河合町1、合わせて9団体。

Q NPO法人に低金利の貸付ができなくなった理由は。

A 法改正で今まで対象になっていたいなかったNPO法人が対象とされた一方で、小口零細企業保障制度で対象としないことが謳われたため。

Q 取扱いの窓口は。

A 各金融機関が窓口となり、審査をする機関が市。

#### ◆議案第136号

飛騨市農業委員会に関する条例について

(主旨)

法律の改正に伴い、既存の飛騨市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、農業委員の定数に関する条例を新たに制定。

Q 農業委員の選考は今まで26名が選挙、学経2名が市長の任命。今回の改正では。

A 議会の同意を要件として市長の任命制。農業委員19名以内、農地利用最適化推進委員15名以内。

Q 全体で人数が増え農業振興に期待できるのか。

A 農業に対して充実する。

Q 農業委員と農地利用最適化推進委員はどのように行動するのか。

A 農業委員は農地転用の許可申請事務がメインで、農地利用最適化推進委員は主に現場で農業者の意見を聞き指導を行う。一致協力して、農地利用や最適化に努める。

A 単年度事業費260万円。

Q 分担金100分の50は総事業費に対してか。

A 事業者からは、総事業費のうちの2分の1、50%を分担金として頂く。

Q 29年度までの時限立法のようだが、全体計画の程度と年度計画は。